

令和6年度 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業の概要

1 目的

訪問看護ステーションの労働環境の改善を図るために、小規模な訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用し、看護職員の事務負担を軽減することで、看護職員が専門業務に注力できる環境を整備することを支援し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図る。

2 補助対象事業者の要件

要件	内 容
事業者	<p>① 介護保険法第41条1項本文の指定を受けている者で、同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者であること（※みなし指定の病院及び診療所は含まれません。）。</p> <p>② 対象となる訪問看護ステーションの所在地が都内であること</p> <p>③ 指定から1年以内であり、<u>新たに事務職員を雇用する訪問看護ステーション</u>であること。</p> <p>④ 管理者・指導者研修「基礎実務コース」「経営安定コース」の修了者が当該事業所に在籍していること。（当該年度終了可。管理者の受講が望ましい。）</p>
実地指導等	当該訪問看護ステーションに、都の実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、改善が確認されていること。
人員	<p>① 当該訪問看護ステーションの業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師について、常勤換算方法で2.5人以上となる員数を配置していること。</p> <p>② 法第8条第4項または健康保険法（大正十一年四月二十二日法律第七十号）第88条第1項及び同法第90条に規定する<u>訪問看護の経験を有する看護職員を配置していること。</u></p>
運営体制	<u>緊急時訪問看護加算の届出を行っていること。（24時間体制強化加算の届出も可。）</u>
地域連携の取組	<u>地域の関係事業所等との連携を推進するための取組を行うこと。</u>

3 対象経費

項目	対象経費	上限額	補助率
事務職員 給与費	新たに雇用する事務職員の人物費 (給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当含。)	1,113円(時)	10／10
交通費	訪問看護ステーションが負担する事務職員の交通費	800円(日)	

※ただし、令和5年度本事業により配置した場合は、配置の日から起算して1年以内までにかかる経費。

4 事務職員の雇用条件

- 事務職員の勤務場所は当該訪問看護ステーションであること。
- 事務職員が従事する業務は、当該訪問看護ステーションにおける事務業務であること。
- 事務職員の雇用日が、原則、ステーションの指定日から起算して1年以内であること。**
- 事務職員は、雇用日から原則1年以上当該訪問看護ステーションに勤務する見込みがあること。